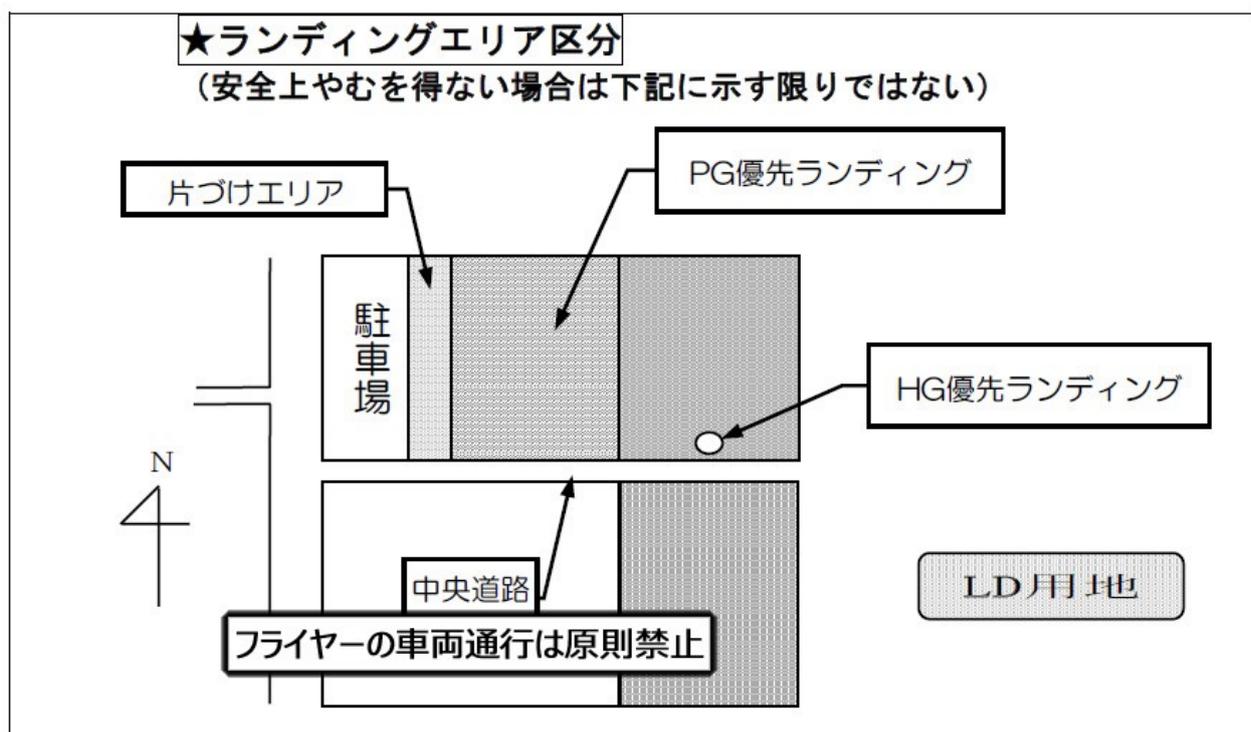


池田山エリア フライトルール

1. JHF・JPA が定めるルールと、池田山フライトエリア利用規約を厳守する事。
2. 緊急連絡先カードを携帯する事が望ましい。（別紙参照）
3. エリア共通無線は、デジタル簡易無線 上空用 4 c h - U C 1 0 0 を利用すること。
(ア) デジタル簡易無線機を持たない者及び他チャンネルでフライトする者は、エリア共通無線との疎通が可能なデジタル簡易無線を持つ協議会会員との通信手段を確保しフライトする事。
(イ) 有事に備え、携帯電話を持ってフライトすることが望ましい。
4. 単独フライト禁止。但し他グループに同行し、フライトする事は可能。
また、フライトする団体全員の安否を確認してから解散する事。
5. テイクオフ前には、他者へ確認をお願いし、声を出しながらクロスチェック、無線チェックを実施する事。
またテイクオフ時には、周囲に声をかけ、自分のテイクオフを知らせる事。
6. サーマルセンタリング時の旋回方向は、奇数日は左旋回、偶数日は右旋回とする。
7. 池田温泉中心から半径500m(シリンダー)は飛行禁止とする。
8. LD駐車場及び電線、民家上空では、高度処理やファイナルターンなどの低空飛行を禁止する。
9. パラとハングの同時進入の場合、原則パラは西側、ハングは東側に降りる事。
10. ランディング場(他の許可地)外の民地(田、畑等)に着地した場合は、実害が無い場合でも速やかに地主に謝罪に行く事。
11. アクシデントが発生した場合、所属団体から書面にて ISSC に報告し、ISSC から池田町役場 安全管理委員会に報告する。※アクシデント発生後、速やかに所属団体のリーダーに一報を入れる事。
12. 安全を優先した判断でのアウトサイドなどは、協議会で調査、討論し処分を決定する場合がある。
13. テイクオフ・ランディング(両駐車場を含む)において(自車内を除く)の飲酒・喫煙を禁止する。
14. ゴミを持ち帰る事は勿論、ゴミを見つけたらゴミ箱に入れる等、エリアの美化に努める事。



:別紙

クラブ員No. **緊急連絡先カード**

住 所	〒 都道府県		
氏 名			性 別
生 年 月 日	S・H・R	年 月 日	男・女
TEL携帯			
血 液 型	型	R H	
緊急連絡先者名			続柄
緊急連絡先電話番号			
緊急連絡先携帯電番			
所属団体名			
リーダー名		携帯番号	

クラブ員No. **緊急連絡先カード**

住 所	〒 都道府県		
氏 名			性 別
生 年 月 日	S・H・R	年 月 日	男・女
TEL携帯			
血 液 型	型	R H	
緊急連絡先者名			続柄
緊急連絡先電話番号			
緊急連絡先携帯電番			
所属団体名			
リーダー名		携帯番号	

クラブ員No. **緊急連絡先カード**

住 所	〒 都道府県		
氏 名			性 別
生 年 月 日	S・H・R	年 月 日	男・女
TEL携帯			
血 液 型	型	R H	
緊急連絡先者名			続柄
緊急連絡先電話番号			
緊急連絡先携帯電番			
所属団体名			
リーダー名		携帯番号	

クラブ員No. **緊急連絡先カード**

住 所	〒 都道府県		
氏 名			性 別
生 年 月 日	S・H・R	年 月 日	男・女
TEL携帯			
血 液 型	型	R H	
緊急連絡先者名			続柄
緊急連絡先電話番号			
緊急連絡先携帯電番			
所属団体名			
リーダー名		携帯番号	